

平成 30 年 12 月吉日

## こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 広告協賛のお願い

NPO 法人彩の子ネットワーク  
代表 関 昌美・鈴木玲子

厳冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、私たちは、子どもたちの未来のために「みんなで子育て」の地域社会づくりに向けて、「こども☆夢☆未来フェスティバル」を今年度も開催することを推進しています。是非多くの皆様のご協賛をいただき、充実したものにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

催 事 名 : こども☆夢☆未来フェスティバル 2019

事 業 趣 旨 : 子ども・子育ての当事者である母親とともに「みんなで子育て」の地域社会づくりに向けて、様々な団体、企業とネットワークをしながら開催する催しです。

「子ども」や「子育て」というテーマから虐待や障がい、ひとり親家庭、DV、貧困、自殺、自然環境、などについても考え、ワークショップやトークセッション、演劇や音楽、ダンス、ブース出展など様々な方法で表現し、世代・男女・障害の有無・国籍を超えたノーマライゼーションの一日を実現することを目的とします。

日 時 : 2019 年 3 月 17 日 (日) 10 時～16 時

会 場 : 埼玉県県民活動総合センター (埼玉県伊奈町)

実行委員会 : 母親たちから呼びかけて 100 以上の団体や学校、企業、行政、個人が参加

来 場 者 : 女性・男性・子ども・大人など埼玉県を中心に約 10,000 人 (2018 年度実績)

助成事業 : こどもゆめ基金 (こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 わいがやハラドキ子どものまち)

主 催 : こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 実行委員会、NPO 法人彩の子ネットワーク

共 催 : 公益財団法人いきいき埼玉

後 援 予 定 : 埼玉県・埼玉県教育委員会・埼玉県市長会・埼玉県町村会・埼玉県社会福祉協議会

さいたま市社会福祉事業団・朝日新聞さいたま総局・毎日新聞さいたま支局・産経新聞さいたま総局  
東京新聞さいたま支局・毎日新聞さいたま総局・読売新聞社・サンケイリビング新聞社埼玉本部  
テレビ埼玉 等



#### <問合せ・連絡先>

こども☆夢☆未来フェスティバル事務局 NPO 法人彩の子ネットワーク

〒362-0017 埼玉県上尾市二ツ宮1156-3

TEL : 048-770-5272 FAX : 048-770-5270

E-mail : office@yumemirai-fes.net HP : <http://www.yumemirai-fes.net/>

# こども☆夢☆未来フェスティバル2019 広告協賛募集

みなさまのご協力・ご支援・ご協賛があつて、「こども☆夢☆未来フェスティバル」を開催することができます。こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 の趣旨にご賛同いただき、ご協賛いただける企業、団体、個人様を募集しております。協賛内容は、以下の通りです。

## 広告協賛

### ① フェスティバル事前告知ポスターへの企業・団体名掲載 ※A～C協賛(3万円以上)の場合

※H31年1月18日(金)12時迄にお申込の場合、掲載させていただきます

ポスター：A1版サイズ カラー 300枚、A3版サイズ カラー 1,100枚

県内全市町村子育て支援課・図書館、店舗等に配布・掲示 (H30年1月下旬～)

### ② フェスティバル事前チラシへの企業・団体広告掲載 ※A～F協賛

※お申込はH31年1月18日(金)までお受けします

チラシ：A3版二つ折りサイズ カラー 45,000枚

県内全市町村図書館、近隣市町村子育て支援課・小学校・幼稚園・保育園・子育て支援センター及び店舗等に配布 (H31年2月上旬～)

<フェスティバルチラシ掲載広告原稿 ご入稿方法>

・ 完全版下 (イラストレーターの場合、文字はアウトライン化し、CS3以下にて保存してください) を

H31年1月22日(火)までにご入稿ください。 送付先メールアドレス：office@yumemirai-fes.net

※版下作成が難しい場合はお早めにご相談の上、H31年1月15日(火)までにテキスト・画像等をご用意ください。

### ③ フェスティバル専用ホームページ、トップページへの企業・団体バナー広告 (URL) 掲出

(180ピクセル×60ピクセル)

※A～C協賛(3万円以上)の場合

こども☆夢☆未来フェスティバル2019 HP ( <https://www.yumemirai-fes.net/> )

夢未来フェスティバル当日だけではなく広告ができる媒体として、

夢未来HPを、御社・貴団体との動きを記事にしてあげていく予定です。

※掲出期限：H31年8月末



### ④ フェスティバル専用ホームページ内「ご協賛企業一覧」への企業・団体名掲出

※掲出期限：H31年8月末

### ⑤ フェスティバル当日、会場メイン入口でのご協賛企業・団体名掲示

夢未来フェスティバル当日、会場メイン入口にて、企業名・団体名をご紹介させていただきます。 ※A協賛～F協賛の順

## 広告協賛内容・事前チラシ掲載サイズ

	ご協賛金	①事前チラシ掲載 広告サイズ	②告知ポスター・ チラシへの 企業・団体 名掲載	③ホームペー ジへのバナ ー広告掲出	④ホームペー ジへの企業・ 団体名掲出	⑤フェスティバ ル会場入口 での企業・団 体名掲示
A協賛	10万円 以上	42mm×126mm (カラー)	○	○	○	○
B協賛	5万円	42mm×63mm (カラー)	○	○	○	○
C協賛	3万円	30mm×63mm (カラー)	○	○	○	○
D協賛	2万円	28mm×45mm (カラー)			○	○
E協賛	1万円	20mm×46mm (カラー)			○	○
F協賛	6千円	8mm×46mm (モノクロ名刺広告)			○	○

※広告協賛いただいた場合、出展・販売参加費はかかりません。

# 「こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 協賛金」要綱

平成 30 年 11 月

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、「こども☆夢☆未来フェスティバル」(以下「夢未来」という)の開催趣旨に賛同する企業、各種団体、個人(以下「企業団体、個人」という)が夢未来への協賛事業の実施にあたり、その取扱いに関して必要な事項を定める。

## (協賛事業)

第 2 条 協賛事業とは、こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 実行委員会(以下「実行委員会」という)及びNPO法人彩の子ネットワーク(以下「彩の子ネット」という)からの依頼と、企業、団体または個人自らの申し込みにより、こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 の開催経費及び夢未来をPRするための経費に充当するための金銭提供を実施するものをいう。

## (協賛事業の手続き)

第 3 条 企業団体、個人が協賛事業として金銭の提供を申し込む場合は、こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 広告協賛申込書または参加内容連絡票(様式A)を、こども☆夢☆未来フェスティバル実行委員長またはNPO法人彩の子ネットワーク代表理事に提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の手続きによる申込みを受け、受領した場合は、こども☆夢☆未来フェスティバル 2019 広告協賛受領書または協賛受領書を送付するものとする。

## (協賛事業における特典)

第 4 条 本要綱により広告協賛事業を行う企業、団体、個人には、夢未来の事前チラシに社名等を掲載するほか、HPなどの媒体を使って社名等を紹介する。尚、一定の条件を満たした場合には、チラシ、ポスターへの社名掲載及びHPへのバナー広告も掲出する。 ※「こども☆夢☆未来フェスティバル 2019」広告協賛募集要項参照

2 HPは、夢未来当日までの動きや、開催後平成 31 年 8 月末日まで継続して夢未来に関する情報を掲載できる。

## (協賛団体の制限)

第 5 条 実行委員会は、企業団体、個人が以下の項目に該当する場合は、協賛の受諾または依頼を行うことができないものとする。

- 1) 特定の政治、思想、宗教などの活動を目的に利用する、またはそのおそれがあると認められるとき。
- 2) 法令および公序良俗に反する場合、またはそのおそれがあると認められるとき。
- 3) 協賛事業の内容が夢未来の品位を傷つける場合またはそのおそれがあると認められるとき。
- 4) 協賛事業の内容が、依頼を行った内容から著しく逸脱する場合またはそのおそれがあると認められるとき。
- 5) そのほか、実行委員会・彩の子ネット代表理事が不適当と認められる企業団体、個人などの場合

## (協賛団体等の取り消し)

第 6 条 協賛企業団体、個人から広告協賛申込書及び参加内容連絡票(様式A)により申し込みを受領した後、当該協賛企業団体、個人から取り消しの申し出があり、実行委員会・彩の子ネット代表理事が了承した場合、または前条に該当すると認められる場合、協賛の取り消しをすることができる。

## (協賛事業の変更)

第 7 条 協賛企業団体、個人から協賛申込書により申し込みを受領した後、当該協賛企業団体、個人から協賛事業の内容について変更の申し出があり、実行委員会・彩の子ネット代表理事が了承した場合、すでに提出した受領書の変更をすることができる。

## (フェスティバルの中止)

第 8 条 やむをえない理由により、夢未来が中止となった場合においても、協賛事業の金銭の払い戻しは行わないこととする。

## (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。